

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------------|
| 35 | 児童福祉法による保育士資格の登録に関する事務 全項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、児童福祉法による保育士資格の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本件評価は、しきい値判断においては、重点項目評価に該当するが、より適切な特定個人情報の保護を確保するため、全項目評価として実施するものである。

評価実施機関名

東京都知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年8月5日

項目一覧

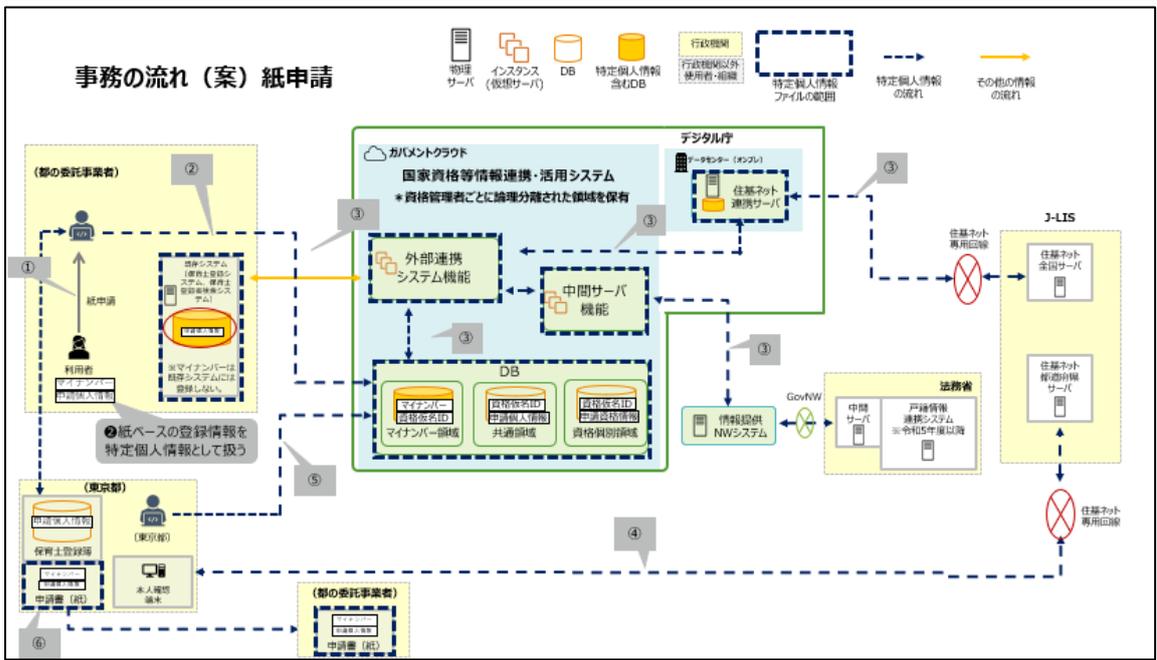
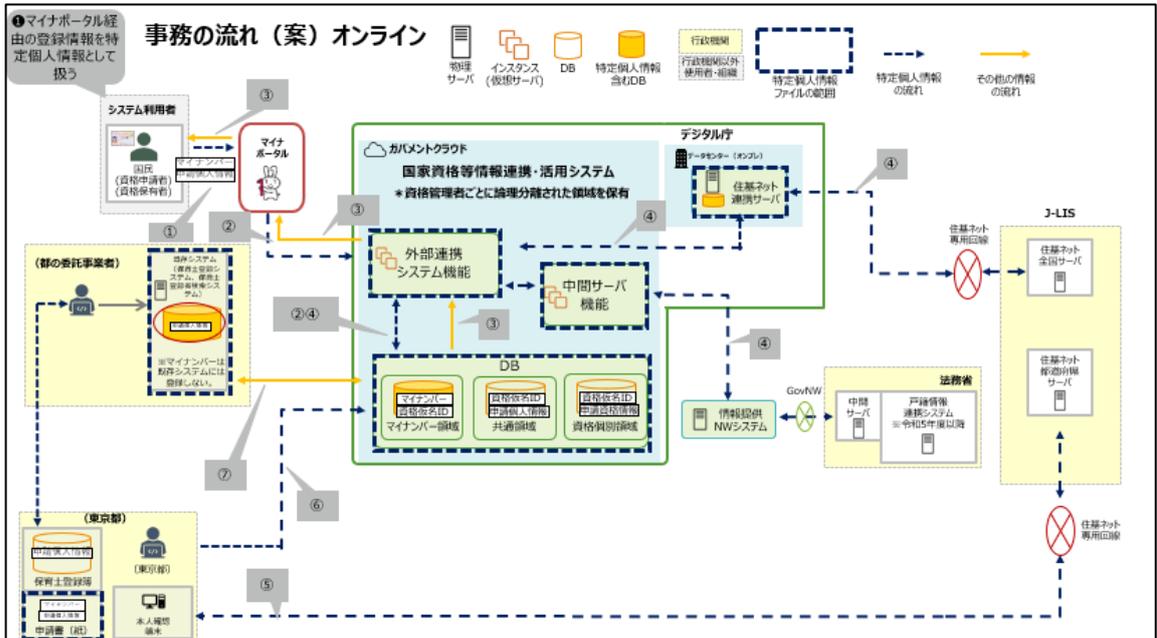
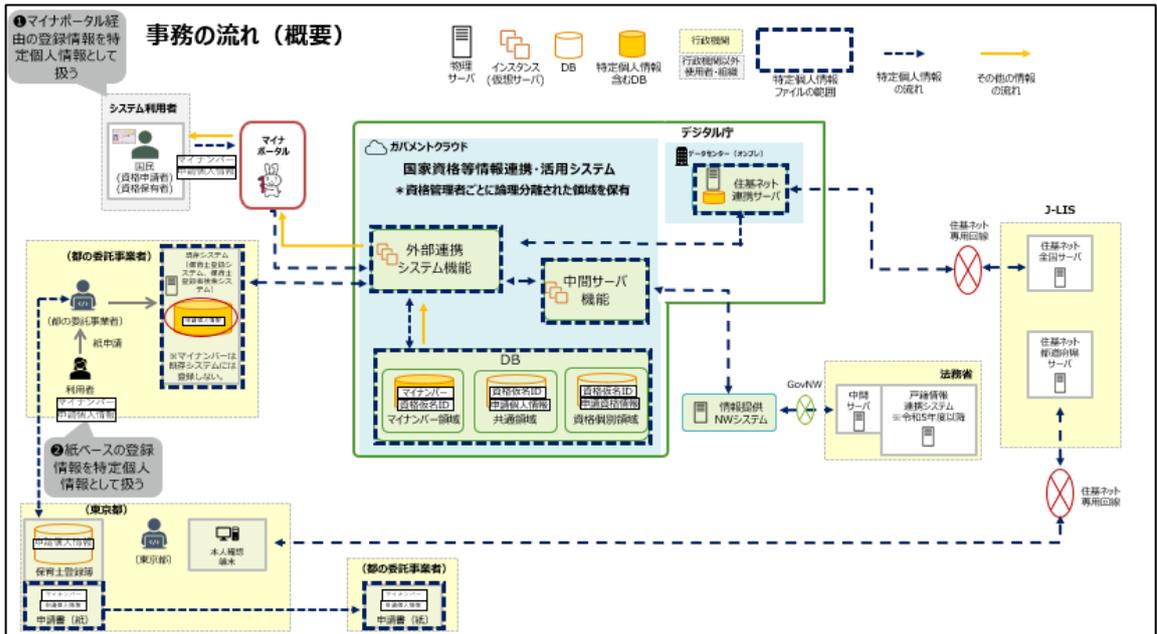
| |
|---------------------------------|
| I 基本情報 |
| (別添1) 事務の内容 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策 |
| V 開示請求、問合せ |
| VI 評価実施手続 |
| (別添3) 変更箇所 |

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 児童福祉法による保育士資格の登録に関する事務 |
| ②事務の内容 ※ | <p>【国家資格等情報連携・活用システム(以下、「国家資格システム」という。)に係る部分(共通して記載)】 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、資格の登録、管理などの事務を行う。国家資格システムにおいては、以下の事務を行う。</p> <p>■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.初期設定申請 国家資格システム導入時において、既に登録事務処理センター(東京都の事務委託先である社会福祉法人日本保育協会)が保有する保育士登録システム等(以下、「既存システム」という。)に登録済みの資格登録者が、マイナポータルから、国家資格システムへの紐付けを行うための初期設定申請を行う。申請受理後に、申請者と資格登録者情報の突合を行い、初期設定を行う。</p> <p>ii.新規登録申請 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。オンライン登録の際にはマイナンバーカードの署名用電子証明書(またはスマートフォン用署名用電子証明書)を利用し、登録申請者本人であることを確認する。個人番号については、登録申請者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。紙での申請時には、申請書類に個人番号を記入してもらうことにより登録申請者から個人番号の提供を受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、「番号法」という。)第16条の規定に基づく当該個人番号の提供に係る本人確認措置として、マイナンバーカードの両面コピー等の添付を求める。新規登録申請に係る情報の確認(うち、資格証における旧姓併記の場合の旧姓の確認及び資格証における通称併記の場合の通称名の確認並びに申請時氏名と資格要件書類の氏名が違う場合の内容確認)については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を利用した情報連携を行い、都道府県保存本人確認情報または機構保存本人確認情報(以下、「本人確認情報」という。)の確認を行う。</p> <p>iii.書換え交付申請・再交付申請 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基ネット及び国家資格システムから情報提供ネットワークシステムを経由してアクセスする戸籍情報連携システム(以下、「戸籍システム」という。)を利用した情報連携を行い、本人確認情報または戸籍関係情報の確認を行う。</p> <p>iv.定期的な情報確認 住基ネットや戸籍システムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行い、更新がある場合には登録の更新、書換え交付申請の勧奨通知または登録の削除を行う。</p> <p>v.登録取消・名称の使用の停止 資格登録者について、登録取消・名称の使用の停止を決定した場合、既存システムの保育士登録情報を更新すると共に、国家資格システムの資格情報を更新する。</p> <p>vi.登録削除 資格喪失届の提出または定期的な情報確認により登録の削除を決定した場合、既存システムの保育士登録情報を更新するとともに、国家資格システムの資格情報を更新する。</p> <p>■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.決済 新規登録、書換え交付及び再交付のオンライン申請に係る手数料について、オンラインでの決済処理を行う。紙による申請の場合は、従来通り登録事務処理センターへのゆうちょ振替により手数料を収納する。</p> <p>ii.入出金管理 各種オンライン申請を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。</p> <p>iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。</p> <p>■資格証発行事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.デジタル資格者証発行(オンライン) 資格登録者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格者証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。</p> <p>ii.保育士登録証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、保育士登録証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ保育士登録証の作成処理を行う。</p> <p>■既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱無) 既存システムを正本データとし、CSV連携等により国家資格システムに登録された資格情報データと登録情報の同期を行い、正確な資格情報の管理を行う。(前述のとおり、特定個人情報は既存システムに登録しない)</p> |
| ③対象人数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |

(別添1) 事務の内容



【事務の流れ】

■資格管理事務（マイナンバー利用有）：委託事務（委託先にて処理→東京都で確認）

・新規登録申請

オンライン（マイポータル）又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。
一部条件により、住基ネット都道府県サーバにアクセスし、氏名の確認等を行う。

・書換え交付申請：再交付申請

オンライン（マイポータル）又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の変更登録を行う。
氏名の変更や本籍地の変更については、住基ネット都道府県サーバ又は戸籍情報連携システムにアクセスし、内容の確認を行う。

・登録取消・名称の使用の停止

資格登録者について登録取消・名称の使用停止を決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。

→紙の申請書は委託先から東京都に送付され、東京都で保管する。登録データは国家資格システムで確認が可能。

■決済事務（マイナンバー利用無し）：委託事務（委託先にて処理）

・決済

新規登録、書換え交付及び再交付のオンライン申請に係る手数料について、オンラインでの決済処理を行う。
紙による申請の場合は、従来通り登録事務処理センターへのゆうちょ振替による手数料を収納する。

・入出金管理

各種オンライン申請を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。

・統計処理・集計処理

任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

→手数料は申請者から指定納付受託者（決済代行会社）を経由して委託先に支払われ、収納契約に基づき委託先から東京都に支払われる。

■資格証発行事務（マイナンバー利用無し）：委託事務（委託先にて処理）

・デジタル資格者証発行（オンライン）

資格登録者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格者証として提示する。
また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。

・保育士登録証の発行・再発行（紙）

資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、保育士登録証の作成処理を行う。

再発行については、オンライン（マイポータル）又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ保育士登録証の作成処理を行う。

【特定個人情報の流れ】

■オンライン申請の場合

①申請者がマイポータルにログイン後、マイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。

②入力された資格情報（マイナンバー含む）は外部連携システムと連携し、資格登録情報として国家資格管理システムに登録される。

③資格登録情報はマイポータルより取得することができる。

④書換え交付申請時に戸籍関係情報を取得する場合は、（必要に応じ）住基ネット全国サーバから機関別符号を取得の上、戸籍情報連携システムから情報を取得する。

⑤新規登録時における必要時（申請書記載の氏名と資格要件書類の氏名が違う場合や、旧姓使用の場合）や、書換え交付申請の内容確認のため、

都道府県の住基ネット端末から住基ネット都道府県サーバにアクセスし、本人確認情報の確認を行う。

⑥即時方式により確認を行った本人確認情報について、国家資格管理システムに登録（更新）を行う。

⑦既存システムの登録情報は国家資格システムと連動させる。オンライン申請審査後に既存システムに名簿登録を行い、その後国家資格システムの更新を行う。

■紙による申請の場合

①紙の申請書において申請者が提出した資格情報について、委託先が資格保有者本人であることを確認及びマイナンバーの確認を行う。

②①により確認を行った資格情報（マイナンバー含む）は委託先の入力作業により、資格登録情報として国家資格管理システムに登録される。

③書換え交付申請時に戸籍関係情報を取得する場合は、（必要に応じ）住基ネット全国サーバから機関別符号を取得の上、戸籍情報連携システムから情報を取得する。

④新規登録時における必要時（申請書記載の氏名と資格要件書類の氏名が違う場合や、旧姓使用の場合）や、書換え交付申請の内容確認のため、都道府県の住基ネット端末から住基ネット都道府県サーバにアクセスし、本人確認情報の確認を行う。

⑤④により確認を行った本人確認情報について、国家資格管理システムに登録（更新）を行う。

⑥紙の申請書及び保育士登録簿（Excelによるデータベース。物理的破壊が可能なロムにて記録）は、毎月委託先から追跡可能な郵便にて東京都に郵送され、東京都にて施錠した書庫に永年保管する。マイナンバーを含む申請書類は一定期間を経過した後、東京都文書管理規則に則り、適宜、保管運搬業者へ引き渡し保管する。

注1）外部連携システムを介して連携された資格情報のうち、マイナンバーは資格情報と直接紐づけるのではなく、資格仮名IDと呼ばれる資格保有者等を一意に識別するためのID情報と一度紐づけた後に、資格情報と紐づける。マイナンバーと資格仮名IDを結びつけるテーブルは、他のテーブルとは独立して設ける。

注2）戸籍情報については国家資格管理システムに設置する中間サーバ機能において情報提供ネットワークシステムを介して連携し取得する。
戸籍情報の要求についてはマイナンバーと紐づく機関別符号を用いて行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| 保育士登録簿ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 保育士資格の登録者 |
| その必要性 | 【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】 既存システムの副本として個人番号を含む資格情報を登録することにより、保育士登録簿の正確な管理を行うため。また、必要な者には当該登録によりデジタル資格者証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (資格仮名ID,マイナポータル仮名ID,資格情報、本籍情報) |
| その妥当性 | 本人を正確に特定し、個人番号を利用して住基ネット及び戸籍システムから情報を取得するため。本人確認情報、戸籍関係情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報を保有することができる。 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 令和7年4月1日(保育士登録申請関連様式の改訂日) |
| ⑥事務担当部署 | 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|------------------|---|---|
| ①入手元 ※ | <input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ③入手の時期・頻度 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録申請、書換え交付申請及び再交付申請時に取得する。 紙の場合は申請書に個人番号を記入してもらい、番号法に基づく本人確認を行う。 オンライン申請時は、マイナポータル経由で個人番号を取得する。 | |
| ④入手に係る妥当性 | 本人を正確に特定し、個人番号を利用して住基ネット及び戸籍システムから情報を取得するため。本人確認情報、戸籍関係情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報を管理することができる。 | |
| ⑤本人への明示 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の8の項に該当しており、番号法により明示されている。 ・資格保有者からの申請に合わせて本人から入手する。 | |
| ⑥使用目的 ※ | 資格登録者の適切な管理を行うため。 | |
| 変更の妥当性 | — | |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| ⑧使用方法 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル経由のオンライン申請時の本人確認手段として利用する。 ・申請情報の内容確認のために、住基ネット及び戸籍システムから情報を取得する。 | |
| 情報の突合 ※ | 本人からの申請内容(登録、変更、抹消)について、システムにおける登録情報と住基ネット及び戸籍システムの情報を突合する。 | |
| 情報の統計分析 ※ | 特定個人情報をを用いた統計分析は行わない。 | |
| 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 該当なし | |
| ⑨使用開始日 | 令和7年4月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|------------------------|--|---|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件 | |
| 委託事項1 | システムの運用等業務 | |
| ①委託内容 | 国家資格システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務 | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 保育士資格登録者 | |
| その妥当性 | システム全体に係る運用保守を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することから全体の取扱を委託することが必要であるため。 | |
| ③委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム直接操作) | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 委託業務の調達結果については官報公示及びホームページ公表により確認可能 | |
| ⑥委託先名 | 株式会社NTTデータ | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。 委託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(ニ)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(ホ)及び(ヘ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとしている。 (イ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び再委託予定金額 (ハ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報 (ニ) その他委託者が求める情報 (ホ) 受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容 (ヘ) 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法 また、委託先は、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。 |
| | ⑨再委託事項 | 上記「委託事項」に記載する業務の一部を再委託する。 |

| 委託事項2～5 | | | |
|------------------------|---|---|--|
| 委託事項2 | 児童福祉法による保育士の登録に関する事務 | | |
| ①委託内容 | 保育士の登録に関する申請書類の受付、登録簿の作成、保育士証の交付等に係る事務 | | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| | 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 保育士資格登録者 | |
| | その妥当性 | 委託先は紙申請時に記入された個人番号を国家資格システムに登録する。資格管理者から委託先へ特定個人情報ファイルの提供は行わない。 | |
| ③委託先における取扱者数 | [10人未満] | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 () | | |
| ⑤委託先名の確認方法 | ホームページ公表により確認可能 | | |
| ⑥委託先名 | 登録事務処理センター(社会福祉法人日本保育協会) | | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託する] | <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。 委託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(ニ)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(ホ)及び(ヘ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとする。 (イ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託する業務の範囲及び再委託の必要性 (ハ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属 (ニ) その他委託者が求める情報 (ホ) 受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容 (ヘ) 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法 また、委託先は、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。 | |
| | ⑨再委託事項 | 以下の各名簿の作成 ・保育士登録申請書名簿 ・保育士証書換え交付申請者名簿 ・保育士証再交付申請者名簿 ・保育士資格喪失者名簿 ・保育士登録簿 | |

| | | |
|------------------------|--------------|--|
| 委託事項3 | | 特定個人情報に係る文書の保管委託 |
| ①委託内容 | | 処理の完了した個人番号が記載された申請書類等を保管・管理する。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 資格取得、登録情報の訂正等を書面で申請する申請者 |
| | その妥当性 | 個人番号に係る申請書類等の保管・管理を適切に行うため、専用の業者に特定個人情報を提供する必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 () |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 東京都公式ホームページの入札情報サービスにおいて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | * 調達結果が判明次第お示しする。 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない |
| 提供先1 | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②提供先における用途 | |
| ③提供する情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |
| 移転先1 | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②移転先における用途 | |
| ③移転する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | |
| 移転先2～5 | |
| 移転先6～10 | |
| 移転先11～15 | |
| 移転先16～20 | |

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

【国家資格システムに係る部分】

- ・国家資格システムへのアクセスは、個人番号利用事務系端末から、特定通信によりLGWAN系ネットワークを通して行うものとする。
- ・国家資格システムにより戸籍情報照会を行う場合は、住基ネット全国サーバにアクセスし機関別符号を取得する必要があるため、当該端末に生体認証装置を備える必要がある。
- ・住民基本台帳ネットワーク(都道府県サーバ)へアクセスする場合は、都道府県設置の住基ネット照会用端末を使用する。

イ) クラウドサービスに係る要件は、主に次を満たすものとする。

- ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドのいずれかの認証を取得していること
- ・十分な稼働実績を有し、運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に対し積極的かつ継続的な投資が行われ、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられているサービスであること。
- ・契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものであること。
- ・情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。
- ・法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
- ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること

ロ) オンプレミス環境においては、入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、運用環境(データセンター等)には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。

ハ) 電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。

二) 電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外から管理区域内への移動の際は、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。

【登録事務処理センターへの委託に係る部分】

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」にて示されている以下の物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を講じる。

(物理的安全管理措置)

- ・特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- ・機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

(技術的安全管理措置)

- ・アクセス制御
- ・アクセス者の識別と認証
- ・外部からの不正アクセス等の防止
- ・漏えい等の防止

【東京都保管部分】

- ・一定期間を経過した申請書は東京都文書管理規則に則り、保管委託業者の倉庫に保管する。

| | | |
|-------|-------|---|
| ②保管期間 | 期間 | <p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p> |
| | その妥当性 | 国家資格システム名簿データ内において保有される |

③消去方法

【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】

- ・資格情報等は、資格情報等の抹消申請、登録者の死亡を契機とし、システムの名簿情報から抹消される。なお、データの物理削除は行わず当該抹消情報を記録した上で管理する。
- ・システムから消去を行う際には、適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。

「オンプレミス環境の場合」

- ・特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。
- ・特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。

「クラウド環境の場合」

- ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。
- ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

| | |
|------|--------------------------------------|
| 仮名情報 | |
| 1 | 資格仮名ID |
| 2 | マイナンバー仮名ID |
| 名簿情報 | |
| 3 | 個人番号 |
| 4 | 資格ID |
| 5 | 資格名 |
| 6 | 申請先都道府県コード |
| 7 | 申請先都道府県コード |
| 8 | 登録年月日 |
| 9 | 登録番号 |
| 10 | 氏名(カナ) |
| 11 | 氏名(漢字) |
| 12 | 旧姓氏名併記希望の有無 |
| 13 | 旧姓氏名 |
| 14 | 通称名併記希望の有無 |
| 15 | 通称名 |
| 16 | 性別 |
| 17 | 生年月日 |
| 18 | 本籍地コード |
| 19 | 本籍地都道府県 |
| 20 | 外国籍の有無 |
| 21 | 国名(外国籍) |
| 22 | 郵便番号 |
| 23 | 住所 |
| 24 | 電話番号 |
| 25 | メールアドレス |
| 26 | 登録年月日 |
| 27 | 資格要件 |
| 28 | 指定保育士養成施設卒業見込者による申請 |
| 29 | 卒業(見込)指定保育士養成施設名 |
| 30 | 指定保育士養成施設卒業又は卒業見込(科目等履修の場合は修了)年月(元号) |
| 31 | 指定保育士養成施設卒業又は卒業見込(科目等履修の場合は修了)年月(年) |
| 32 | 指定保育士養成施設卒業又は卒業見込(科目等履修の場合は修了)年月(月) |
| 33 | 保育士試験合格年月(元号) |
| 34 | 保育士試験合格年月(年) |
| 35 | 保育士試験合格年月(月) |
| 36 | 保育士資格証明書番号または保育士試験合格通知書番号 |
| 37 | 児童福祉法第18条の5第1号の該当有無 |
| 38 | 児童福祉法第18条の5第2号の該当有無 |
| 39 | 児童福祉法第18条の5第3号の該当有無 |
| 40 | 児童福祉法第18条の5第4号または第5号の該当有無 |
| 41 | 特定登録取消者の該当有無 |
| 42 | 申請情報の活用に係る同意確認 |
| 43 | 取消年月日 |
| 44 | 取消理由 |
| 45 | 名称使用停止期間 |
| 46 | 名称使用停止理由 |
| 47 | 資格喪失年月日 |
| 48 | 資格喪失理由 |
| 49 | デジタル資格者証発行年月日 |
| 50 | 機構保存本人確認情報照会結果 |
| 51 | 機構保存本人確認情報照会日時 |
| 52 | 戸籍関係情報照会結果 |
| 53 | 戸籍関係情報照会日時 |
| 54 | 名簿ステータス |
| 55 | 都道府県・登録事務処理センターとの連絡事項 |
| 56 | 書換交付・再交付履歴 |
| 57 | 備考 |
| 58 | オンライン申請以外の方法による申請 |
| 59 | 住基ネット照会可否(マイナンバー非連携者) |
| 60 | 新規登録時受付番号 |
| 61 | 本人確認情報照会要否 |
| 62 | 戸籍情報照会要否 |

| | |
|----------------|------|
| 本人確認情報照会結果ファイル | |
| 63 | 氏名 |
| 64 | 住所 |
| 65 | 生年月日 |
| 66 | 性別 |

| | |
|----------|-------------|
| 戸籍関係情報 | |
| 67 | 戸籍異動日 |
| 68 | 戸籍異動事由区分 |
| 69 | 本籍コード |
| 70 | 出生地 |
| 71 | 死亡の事実 |
| 72 | 死亡日 |
| 73 | 死亡事由区分 |
| 74 | 死亡の取消し・無効日 |
| 75 | 死亡日の不詳・推定区分 |
| 76 | 在籍本籍コード |
| 個人番号関係情報 | |
| | |

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 保育士登録簿ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 保育士登録に係る申請時（紙・オンライン）にのみ個人番号の提供が行われるため、目的外の入手が行われるリスクはない。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 保育士登録に係る申請時（紙・オンライン）にのみ個人番号の提供が行われるため、目的外の入手が行われるリスクはない。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に入力をしている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 保育士登録に係る申請時（紙・オンライン）にのみ個人番号の提供が行われるため、目的外の入手が行われるリスクはない。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に入力をしている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 【オンライン申請からの入手】 マイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力により本人確認を行う。 【紙での申請からの入手】 番号法第16条の規定に基づく当該個人番号の提供に係る本人確認措置として、マイナンバーカードの両面コピー等の添付を求める。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 【オンライン申請からの入手】 マイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認及び真正性確認を行う。 登録を受けようとする申請者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用することで、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。 登録後においても、システムから住基ネットへの照会による本人確認を定期に実施する。 【紙での申請からの入手】 番号法第16条の規定に基づく当該個人番号の提供に係る本人確認措置として、マイナンバーカードの両面コピー等の添付を求めることにより本人確認を実施し、個人番号の真正性確認を行う。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【オンライン申請からの入手】 申請者が登録画面により入力した情報から特定個人情報ファイルを作成し、管理する。情報管理に当たっては、住基ネットへの照会による本人確認を行い、正確性を担保する。 【紙での申請からの入手】 紙申請時に記入された個人番号を国家資格システムに登録することで、国家資格システム上に特定個人情報ファイルを作成し、管理する。情報管理に当たっては、住基ネットへの照会による本人確認を行い、正確性を担保する。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に入力をしている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 【国家資格システムに係る部分】 【オンライン申請からの入手】 本人からマイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TSL/SSLによる暗号化された通信経路を使用することで漏えい・紛失を防止する。 ※マイナポータル内に情報等は保管されない 登録画面により入手する情報は、専用線によりシステムへ登録されることで、漏えい・紛失することを防止している。 【紙での申請からの入手】 郵送で受け取る場合、厳密封筒で、簡易書留等の追跡可能な郵送手段を推奨することにより、漏えい等を防止する。紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所で施錠管理等を行う。鍵は内部職員のみが知る場所で保管することにより、漏えいや紛失を防止する。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に入力をしている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 個人番号は国家資格システムにのみ登録され、既存システムには登録されない。また、国家資格システムにおける個人番号は住基ネット照会及び戸籍関係情報照会にのみ使用されることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクはない。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | その他のシステムにおいて特定個人情報を取り扱わない。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】 情報システム責任者及び情報システム管理者(以下「情報システム責任者等」という。※)は、「国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務の委託先事業者」(以下「委託先事業者」という。)から払い出される管理者権限を有するアカウントに係るID及びパスワードを管理する。委託先事業者は以下の作業を行う(以下、リスク2において同様)。 (1)情報システム責任者等ごとにその役割に応じた別々の管理者ユーザアカウントを割り当てる。 (2)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。</p> <p>情報システム責任者等は以下の作業を行う。 (1)従事者用ユーザアカウントを作成する。認証方式については、原則としてIDとパスワードを用いた認証方法とする。 (2)従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザアカウントを割り当てる。 (3)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。 (4)従事者による国家資格等情報連携・活用システムへのログイン状況を運用端末で確認できるようにする。 (5)従事者による不正ログインの有無を定期的に確認することにより、ユーザ認証の管理の適正性を確認し、必要に応じて運用状況の改善を行う。 (6)国家資格システムにアクセスできる端末を制限する。 (7)なりすましによる不正を防止する観点から、IDの払出状況について名簿管理を行い不正な利用がなされていないことの確認を行う。 (8)従事者が利用する端末のOS等で初期設定されているIDのパスワードについて、初期設定時に変更または無効化する。 ※保育支援課の情報システム責任者及び情報システム管理者を指す。</p> <p>【住基連携サーバ及び本人確認端末(専用端末)に係る部分】 システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するようシステムで制御している。 ・システムへアクセスできる者を特定し、必要最小限度の範囲のみ特定個人情報を取り扱うことができるように利用者ごとにIDを割り当てる。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p> <p>【既存システムに係る部分】 システム利用端末及びシステム起動時の二重にパスワード認証を施している。また、システム利用端末の所在する執務室はカードキーによって施錠されており、事務担当職員以外は出入りできない。</p> |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <p>【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】 情報システム責任者等は以下の作業を行う。 (1)発効の管理 ・情報システム責任者等及び事務従事者ユーザーの役割とアクセス権限との対応表(以下「アクセス権限対応表」という。)を作成する。 ・事務従事者用ユーザアカウントは、情報システム責任者等に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・情報システム責任者等はそれぞれの従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々のユーザアカウントを割り当てる。 (2)失効の管理 ・情報システム責任者等及び事務従事者の異動/退職等が生じた際には、速やかにその者のユーザアカウントを消去する。</p> <p>【住基連携サーバ及び本人確認端末(専用端末)に係る部分】 (1)発行の管理 ・アクセス権限の管理は、情報システム責任者等が作成するアクセス権限と事務の対応表により適正に行う。 ・事務に必要なアクセス権限を情報システム責任者等に対して申請した者に限定して発行する。 ・情報システム責任者等はそれぞれの役割に応じた別々のユーザアカウントを割り当てる。 (2)失効の管理 ・情報システム責任者等及びユーザアカウントを割り当てられた者に異動/退職等が生じた際には、速やかにその者のユーザアカウントを消去する。</p> |
| アクセス権限の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】 情報システム責任者等は以下のとおりアクセス権限の管理を行う。 ・国家資格システムへのログイン用のユーザIDは、情報システム責任者等に対してユーザ登録申請を事前申請した者に限定して発行される。 ・情報システム責任者等はそれぞれの従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々のユーザアカウントを割り当てる。 ・情報システム責任者等は、事務従事者に係るユーザアカウントの割り当て状況等を随時確認するとともに、必要に応じて、利用者ユーザIDの登録や変更、削除等の操作を行い、アクセス権限の発効・失効等の管理を行う。</p> <p>【住基連携サーバ及び本人確認端末(専用端末)に係る部分】 ・情報システム責任者等が作成するアクセス権限と事務の対応表により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 特定個人情報の使用の記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <p>・情報システム責任者等は以下の作業を行う。</p> <p>(1)特定個人情報の使用の記録として、特定個人情報ファイルへアクセスするためのアカウントの払い出し状況の記録簿(以下「記録簿」という。)を作成する。記録簿には、アカウントの払い出し日時、アカウント名、アクセスする必要性等を記載し、アクセスした個人を特定できるようにする。なお、記録簿は事業が終了するまで保管する。</p> <p>(2)システム利用従事者が情報システム責任者等に提出する特定個人情報ファイルへのアクセス用アカウントの払い出しに係る申請書(以下「申請書」という。)と記録簿を突き合し、アカウント払出状況の目視確認を実施する。</p> <p>(3)国家資格システムへのアクセスログ、国家資格システムでの操作ログの記録を行うとともに、定期的にログの分析を実施する。また、これらのログの改ざんや滅失を防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより不正なログの書き込み等を検知する。</p> <p>(4)不正プロセス検知ソフトウェアにより不正なログの書き込み等が検知された場合は操作ログをチェックし、速やかに委託先事業者に報告する等、必要な対応をとる。</p> <p>【住基連携サーバー及び本人確認端末(専用端末)に係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録簿を作成しアカウントの払い出し状況を管理する。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が行われていないことについて、操作履歴(操作ログ)を適時確認する。 ・操作履歴の確認により、不正な操作が疑われる場合、申請文書等との整合性の確認を行う。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <p>情報システム責任者等は、システム利用従事者が特定個人情報を事務外で使用することがないよう、以下の作業を行う。</p> <p>(1)システム利用従事者に特定個人情報ファイルへのアクセス用のアカウントを払い出す際は、システム利用従事者から申請書を受領した都度アカウントを払い出し、事務に従事する必要がなくなり次第すぐに当該アカウントを無効とすることで、システム利用従事者が特定個人情報ファイルへアクセス可能な期間が必要最小限となるようにする。</p> <p>(2)定期的に国家資格システムへのアクセスログ及び操作ログを確認し、システム利用従事者による特定個人情報の事務外での使用がないか監視する。</p> <p>(3)サーバーや運用端末の置かれた部屋へのカメラ機能を持った携帯端末の持込み又は持ち出しを物理的検査により監視し、厳重に制限する。</p> <p>(4)運用端末等に接続できるUSBメモリ等の外部記憶媒体を物理的に接続できないように制御及び管理する。</p> <p>(5)システム利用従事者に対して個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を実施する。</p> <p>【住基連携サーバー及び本人確認端末(専用端末)に係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行うことで、権限のある者のみ利用ができるよう制御している。 ・システム利用時において、割り当てられたユーザーアカウントに対して許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるようシステムで制御している。 ・操作ログを記録し不正なアクセス等がないか分析を行う。 <p>【既存システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム利用端末及びシステム起動時の二重にパスワード認証を施している。また、データはサーバーに保存されているほか、システム利用端末の所在する執務室はカードキーによって施錠されており、事務担当職員以外は取扱うことはできない。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>リスク3「リスクに対する措置の内容」の(3)(4)に加え、特定個人情報ファイルが含まれるデータベースに暗号化を施し、万が一複製されても復元できない措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を電子記録媒体により移送する場合は、電子記録媒体を施錠可能な保管庫への保管の上、媒体管理簿で管理し、利用する場合は情報システム責任者等の承諾が必要となる。 <p>【住基連携サーバー及び本人確認端末(専用端末)に係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行うことで、権限のある者のみ利用ができるよう制御している。 ・システム利用時において、割り当てられたユーザーアカウントに対して許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるようシステムで制御している。 ・あらかじめ定められた照会方式(ファイル連携方式)以外で特定個人情報ファイルの取得を禁止している。 ・権限のあるもの以外、複製は行えない仕組みとする。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、取扱者及び委託先等に対して指導する。 ・操作履歴の確認により、不正な操作が行われていないことの確認を行う。 <p>【既存システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データによる複製は行っていない。紙媒体で出力したデータは使用後速やかにシュレッダー廃棄する。 ・サーバーのアクセスログを保管しており、不審な履歴を発見できるようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|--|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計法令等に基づく総合評価落札方式により委託先事業者を選定する。 ・委託先事業者の選定を行う際は、プライバシーマークやISMS (ISO/IEC27001)等の認証取得業者であること等特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。 <p>【各資格管理者、デジタル庁、当該システムの運用保守事業者の三者の関係】</p> <p>各資格管理者、デジタル庁、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「国家資格等情報連携・活用システム」の利用にあたっての確認事項(規約)に同意することにより、当該確認事項に基づき、国家資格等情報連携・活用システムに係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 <p>【特定個人情報に係る文書の保管委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書により、 ・責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所を書面にして提出 ・業務従事者の遵守事項の周知 ・再委託の承諾申請の提出 ・作業担当者の名簿の提出 <p>等を委託先に求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定時にプライバシーマーク取得事業者であることを要件とする。 ・委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認する。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [制限している] | <input type="checkbox"/> 制限している <input type="checkbox"/> 制限していない |
| 具体的な制限方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <p>委託先事業者は特定個人情報について、取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、定められた者のみ特定個人情報ファイルにアクセスができるよう制限を行う。また、管理及び実施体制を書面により報告し確認を受けなければならない。</p> <p>【特定個人情報に係る文書の保管委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するため、委託業務従事者名簿を事前に提出させる。 ・文書の引渡しの際、文書を格納した箱にコードを付与した上で、開封防止のシールを貼付し、職員の監視の下、専用のコンテナに封印して運搬する。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [記録を残している] | <input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> 記録を残していない |
| 具体的な方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <p>委託先事業者は特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について書面により報告をしなければならない。情報システム責任者等は必要に応じて調査を行い、調査の結果、不適切と認められる場合は、是正を指示する。</p> <p>【特定個人情報に係る文書の保管委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先との契約に際して、保管庫等での施錠・管理、管理状況の記録等を規定した仕様書により、取扱いに係る必要事項を定める。 ・仕様書により、委託先に、文書の引渡の都度、引渡した文書を格納した箱に付与されたコード及び引渡日が記載された確認書を提出させる。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] | <input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <p>提供する際には、使用目的及び情報の内容を記載した申請書を使用し、情報システム責任者等が確認の上、定められた方法により提供する。</p> <p>特定個人情報等の管理状況に関する報告により遵守状況を確認をする。</p> <p>【特定個人情報に係る文書の保管委託】</p> <p>業務上、委託先から他者への提供はない。</p> | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <p>提供する際に、使用目的及び情報の内容を記載した申請書を使用し、それを情報システム責任者等が確認する。授受記録については、媒体、利用期限、返却方法を記載した台帳を作成する。また、提供情報は受託業務完了時に全て返却又は消去する。</p> <p>特定個人情報等の管理状況に関する報告により遵守状況を確認する。</p> <p>【特定個人情報に係る文書の保管委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の引渡しの際、文書を格納した箱にコードを付与した上で、開封防止のシールを貼付し、職員の監視の下、専用のコンテナに封印して運搬する。また、その際、コード及び引渡日が記載された確認書を提出させる。仕様書により、搬送車の施錠など盗難、紛失等の防止措置を義務付ける。 ・システムにより、入出庫依頼を管理するとともに、保管状況を確認する。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] | <input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格管理事務に係る資格情報等は、資格情報等の抹消申請、行政処分又は登録者の死亡を契機とし、国家資格システムから抹消される。なお、データの物理削除は行わず当該抹消情報を記録した上で管理する。 ・システムから消去を行う際には、適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 <p>「オンプレミス環境の場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を作成させる。 ・特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、消去証明書を作成させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認する。 <p>「クラウド環境の場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約終了後の特定個人情報の消去については、ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム)に準拠した廃棄プロセスを確保する。 ・情報システム責任者等は委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに、報告書に基づき委託先事業者に聴取を行い、必要に応じて立入検査を実施することで、消去が適切に行われていることを確認する。 | |

| | | |
|--|---|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | <input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従事者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託内容及び作業場所 ・管理区域等の明確化 ・漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策 ・委託先に対する実地調査 ・運用状況の記録の提供等 <p>なお、契約書の規定の他、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、必要に応じて委託内容などの見直しを検討する。</p> <p>【登録事務処理センターへの委託に係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従事者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託内容及び作業場所 ・管理区域等の明確化 ・漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策 ・委託先に対する実地調査 ・運用状況の記録の提供等 <p>なお、契約書の規定の他、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、必要に応じて委託内容などの見直しを検討する。</p> <p>【特定個人情報に係る文書の保管委託】</p> <p>契約書により、個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を順守し、個人情報の漏洩防止等適正な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講ずることを規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外使用の禁止、複写及び複製の禁止、作業場所以外持出禁止、情報の保管及び管理に係る安全管理措置、再委託の取扱い並びに実地調査及び指導等について仕様書で規定する。 ・文書の引渡しの際、文書を格納した箱にコードを付与した上で、開封防止のシールを貼付し、専用のコンテナに封印して運搬する。また、その際、コード及び引渡日が記載された確認書を提出させる。仕様書により、搬送車の施錠など盗難、紛失等の防止措置を義務付ける。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <選択肢> 1) 特に入力を行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む。 ・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 ・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入り検査の実施を依頼する。 <p>【登録事務処理センターへの委託に係る部分】</p> <p>再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む。 ・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 ・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入り検査の実施を依頼する。 <p>【特定個人情報に係る文書の保管委託】</p> <p>仕様書により、業務の全部又は主たる部分の再委託を禁止するとともに、再委託する場合には、事前に申請書を提出させ、委託元の承諾を受ける旨を定める。</p> | |
| その他の措置の内容 | - | |
| リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <選択肢> 1) 特に入力を行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>【特定個人情報に係る文書の保管委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱区域への入退室はICカードにより制御し、ログを管理する。 ・取扱区域の出入口は固定カメラ等で監視・録画する。 ・取扱区域への私物の電子機器の持込を禁止し、退出時に荷物検査を行う。 | | |

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | |
|-----------------|-----|--|
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | | |

| | | |
|---------------------|-----|----------------------------------|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
|---------------------|-----|----------------------------------|

| | | |
|--------------------|--|--|
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | | |
|--------------------|--|--|

| | | |
|-----------|--|--|
| その他の措置の内容 | | |
|-----------|--|--|

| | | |
|-------------|-----|---|
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|-----|---|

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

| | | |
|--------------|--|--|
| リスクに対する措置の内容 | | |
|--------------|--|--|

| | | |
|-------------|-----|---|
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|-----|---|

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

| | | |
|--------------|--|--|
| リスクに対する措置の内容 | | |
|--------------|--|--|

| | | |
|-------------|-----|---|
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|-----|---|

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>国家資格システムの利用者認証及び権限管理機能では、ログイン時の利用者認証のほかに、ログイン及びログアウトを実施した利用者、時刻並びに操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を資格管理団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|-------------------|---------------|---|
| ①NISC政府機関統一基準群 | [十分に遵守している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <p>(1)パブリッククラウド環境における物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマークゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できることを定めている。 ・具体的な対策の内容としては、例えば、パブリッククラウド事業者は保有・管理するパブリッククラウド環境を日本国内に設置し、委託先事業者が電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、パブリッククラウドの運用環境には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。また、事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している ・設置場所はデータセンター内のパブリッククラウド専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p>(2)オンプレミス環境における物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先事業者がオンプレミス環境を構築する際の調達要件として、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証と同等以上の認証を取得しており、物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できることを定めている。 ・また、具体的な対策の内容としては、例えば、委託先事業者は日本国内にオンプレミス環境を設置し、委託先事業者が電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、オンプレミスシステムの運用環境(データセンター等)には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。 ・電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外から管理区域内への移動の際は、旋錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。 <p>【委託先における対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所で旋錠管理等を行う。鍵は内部職員のみが知る場所で保管することにより、漏えいや紛失を防止する。 ・また、紙媒体の資料は最終的に都道府県に送付され、委託先では保管されない。 <p>【都における対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した申請書及び保育士登録簿は専用の棚で旋錠保管を行う。 ・一定期間を経過した申請書は東京都文書管理規則に則り、適宜、保管運搬業者へ引き渡し保管する。 ・委託先においては仕様書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等の関係法令による取扱いを義務付ける。 |
| ⑥技術的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p>【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者本人がマイナポータルにアクセスする際、個人番号カードによる本人確認を行っている。 ・クラウドマネージドサービス等を活用し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・パブリッククラウド事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、個人番号等にクラウド事業者がアクセスできないように、アクセス制御を行う。 ・オンプレミス環境においても、パブリッククラウド環境と同等の技術的対策を講ずる。 ・パブリッククラウド環境とオンプレミス環境の通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏洩防止が可能なパブリッククラウドサービスを使用する。 ・運用保守拠点とパブリッククラウド環境及びオンプレミス環境との通信には、当該環境間のVPN接続等による通信内容の秘匿や漏洩防止が可能なネットワーク回線を使用する。 ・バックアップは地理的に十分に離れた複数の拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。 ・論理的に区分された各資格管理者ごとの領域にデータを保管し、当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・権限を有する者以外特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・ウイルス対策ソフトを必要に応じて導入し、パターンファイルの更新を行う ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 |
| ⑦バックアップ | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

| | |
|---|--|
| <p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> | <p>[発生あり]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
| <p>その内容</p> | <p>①令和4年5月、東京都現代美術館において、ミュージアムショップ運営の受託事業者スタッフが、展覧会図録を予約した顧客へ一斉に案内メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、宛先欄に入力して発信した。</p> <p>②令和4年5月、技能検定試験に関する通知を外国人技能実習の複数の監理団体に対しメールで送付する際、誤ってメールアドレスをBCC欄ではなく、CC欄に入力し、一斉送信した。</p> <p>③令和4年5月、就学支援金事務において、就学支援金の基礎データをCD-Rに情報を保存し、対象高等学校等宛で一斉に送付したところ、そのうち1校に、他校の受給者に関する情報が含まれていることが判明した。</p> <p>④令和4年5月、受託事業者が、事業に関するイベントを案内するメールマガジンを送付する際、配信プログラム改修ミスにより、宛先欄に複数のメールアドレスが入力され、送信された。</p> <p>⑤令和4年10月、東京都陽性者登録センターの運営受託事業者が、医療機関で新型コロナウイルス陽性の診断を受け、センターに登録申請を行った複数の患者への登録完了メールを、送付先アドレスが全て入れ替わったまま送信した。</p> <p>⑥令和4年12月、労働力調査の統計調査員に対して連絡事項をメールした際、BCC欄に入力して送るべきところを宛先欄に入力し、一斉送信した。</p> <p>⑦令和5年4月、再委託先の派遣会社職員が、業務で使用するシステムを不適切に使用し、個人情報を開覧、メモにとり自宅に持ち出した。</p> <p>⑧令和5年5月、施設から転院する患者に診断資料を渡した際、別の患者の検査資料を含めて交付した。</p> <p>⑨令和5年6月、施設から転院する患者に診断資料を渡した際、別の患者の検査資料を含めて交付した。</p> <p>⑩令和5年7月、施設を退所する患者に関して、退所先候補の施設と受入調整を行うため、診療関係書類をFAX送信した際、誤って別のFAX番号宛てに送信した。</p> <p>⑪令和5年8月、申請により受け付けた申請書が紛失していることが発覚した。</p> <p>⑫令和5年9月、関係施設宛に都民情報をFAX送信した際、誤って別の事業者宛てに送信した。</p> <p>⑬令和5年9月、事業の対象者に案内チラシを送付した際、送付対象者の抽出ツールのプログラム仕様の不備により、誤って事業対象外の方に送付したことで、旧住所宛てに送付し返戻されなかったものが誤送付となった。</p> <p>⑭令和5年9月、決定通知書に公印を押印する目的で本庁に出張し、押印後持ち帰ったが、発送の準備をしていた際に、通知書1枚が紛失していることが発覚した。</p> <p>⑮令和6年1月、患者A宛てに送付すべき利用者情報を、誤ってB宛てに送付した。</p> <p>⑯令和6年1月、入所者の診療関係ファイルが紛失していることが発覚し、その後、退所者の荷物の中に当該ファイルが混入していたことが発覚した。</p> <p>⑰令和6年2月、児童相談所の職員が、出張中に個人情報が記載されている手帳を紛失し、あわせて手帳に収納されていた、当該職員の証票及び所内職員の緊急連絡網を紛失した。</p> <p>⑱令和6年2月、施設を退所した患者Aに関する薬剤情報等を記載した書類を、誤って別の患者の退院時の荷物に混入させ交付した。</p> <p>⑲令和6年2月、オンライン研修で使用した映像において、患者の情報をマスキング処理していたところ、当該映像をスマートフォンで視聴した場合に、マスキングが外れ、個人が特定できる状態になっていたことが判明した。</p> <p>⑳令和6年4月、受け付けた申請書を紛失していることが発覚した。</p> <p>㉑令和6年4月、施設職員が、利用者の通院付添の際、処方箋を紛失した。</p> <p>㉒令和6年4月、指定管理者が、事業者に対してExcel資料をメールで送信した際、本来削除すべきだった個人情報の入力されたシートを削除しなかった。</p> <p>㉓令和6年7月、受託事業者が、都へ交付すべき納入済通知書を、誤って他の事業者宛てに交付したことが発覚した。</p> <p>㉔令和6年7月、受託事業者がイベントを行った際の申込時の個人情報が掲載されたウェブページが、一時外部からアクセス可能な状態となっていたことが発覚した。</p> <p>㉕令和6年7月、職員が、説明会の資料の中に個人情報が含まれていることに気が付かず、各自治体にデータを配布した。</p> <p>㉖令和6年7月、職員が、A宛てに送付すべき個人情報を、誤ってB宛てに送付していたことが発覚した。</p> <p>㉗令和6年7月、受託事業者から送付した個人情報を含む資料が、紛失していることが発覚した。</p> <p>㉘令和6年7月、受け付けた申請書を紛失していることが発覚した。</p> <p>㉙令和6年8月、受託事業者が配付した資料の中に、個人情報等が含まれる資料が混入していたことが発覚した。</p> <p>㉚令和6年10月、職員が、受託者に資料をメールで送信した際、誤って個人情報が記載された別のファイルを添付した。</p> <p>㉛令和6年10月、受託事業者が、A宛てに送付すべき電話記録を、誤ってB宛てにFAXで送信した。</p> <p>㉜令和6年11月、受け付けた申請書を紛失していることが発覚した(後日発見)。</p> <p>㉝令和6年11月、令和3年頃に個人情報が記載された資料を紛失していたことが発覚した。</p> <p>㉞令和6年12月、受託事業者が、個人情報が記載された資料を、誤って外部へ送信した。</p> <p>㉟令和7年1月、受託事業者が、個人情報が記載された資料を、誤って期限内に廃棄した。</p> <p>㊱令和7年1月、受け付けた届出書が、誤って机ごと廃棄されていることが発覚した。</p> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない |
| 具体的な保管方法 | 死者の個人番号は生存者の個人番号と同様の保管方法により保管される。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の申請等により、特定個人情報(資格情報等)に変更等が生じた場合はその都度データを更新する。 ・定期的に、住基ネットへの照会による本人確認を行い、データの更新を行うことで正確性を担保する。 ・定期的に、情報提供ネットワークシステムへの照会による本籍情報の確認を行い、データの更新を行うことで正確性を担保する。 <p>【保育士登録簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者に対し、保育士証記載事項に変更があった際には書換えの手続きが必要であることを保育士登録の手引に記載している。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 手順の内容 | <p>【国家資格等システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報等は、資格情報等の抹消申請、行政処分又は登録者の死亡を契機とし、国家資格システムから抹消される。なお、データの物理削除は行わず当該抹消情報を記録した上で管理する。 ・定められた運用手順に従い、特定個人情報は、国家資格システムによる自動的な消去あるいは定期的な運用による消去を行う。 ・特定個人情報を電子記録媒体により入手した場合は、電子記録媒体を施錠可能な保管庫への保管の上、媒体管理簿で管理し、国家資格等情報連携・活用システムへの登録が完了次第廃棄する。 ・オンプレミス環境の電子記録媒体は、専用ソフトによる完全消去又は物理的破壊により、復元不可能な手段で消去・廃棄し、管理簿等に消去・廃棄の記録を残す。 ・オンプレミス環境では、特定個人情報等が記録された機器や電子記録媒体等廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・パブリッククラウド環境では、データの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保する。 ・パブリッククラウド環境及びオンプレミス環境とも、特定個人情報の消去ルールに従い、システムから特定個人情報等の消去を行う。なお、クラウド環境ではアカウント誤削除対策としてアカウント削除後も一定期間情報が保持される可能性があるため、アカウント削除前に論理的なデータ消去を行う。 <p>【申請書及び保育士登録簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された紙媒体の資料を廃棄する場合は、シュレッダーもしくは外部業者による溶解処理等の復元不可能な手段で廃棄を行う。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | |
|--|---|
| ①自己点検 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的なチェック方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p> <p>【東京都における取扱い】 ・個人情報保護については、全職員が職員向けの自己点検表を用いてチェックを実施。 ・情報セキュリティについては、情報セキュリティ責任者(統括)が点検表を用いてチェックを実施。 ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署でチェックを実施。</p> |
| ②監査 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的な内容 | <p>【国家資格システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p> <p>【東京都における取扱い】 ・個人情報保護については、全職員が職員向けの自己点検表を用いてチェックを実施。 ・情報セキュリティについては、情報セキュリティ責任者(統括)が点検表を用いてチェックを実施。 ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署でチェックを実施。</p> |
| 2. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的な方法 | <p>【国家資格システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p> <p>【既存システムに係る部分】 ・職員に対して、着任時に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している(対面)。</p> <p>【職員(非常勤含む)】 ・全職員を対象に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。 ・個人端末からアクセスするeラーニング研修(理解度が基準に達しないと修了できない) ・新規採用職員や他局転入職員等を対象とした研修 なお、未受講者にはメールや口頭連絡によるリマインドを徹底している。</p> |
| 3. その他のリスク対策 | |
| <p>【国家資格システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p> <p>【登録事務処理センターへの委託に係る部分】 特定個人情報を適切に取り扱い、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」にて示されている以下の安全管理措置を踏まえ、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p> <p><特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応> ①組織内における報告及び被害の拡大防止 ②事実関係の調査及び原因究明 ③影響範囲の特定 ④再発防止策の検討・実施 ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等 ⑥事実関係、再発防止策等の公表 ⑦個人情報保護委員会への報告</p> | |

V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4130 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出(原則として持参)により開示、訂正又は利用停止の請求を受け付ける。 |
| 特記事項 | 請求方法、様式等について東京都公式ホームページ上で分かりやすく表示 |
| ③手数料等 | [有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:) |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | — |
| 公表場所 | — |
| ⑤法令による特別の手続 | — |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4130 |
| ②対応方法 | — |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|--------------------------|---|
| ①実施日 | 令和6年1月22日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 令和5年9月15日に報道発表を行い、東京都福祉局ホームページ及び東京都庁第一本庁舎3階南側都民情報ルームにて公示を行い、郵送、電子メール及びファクスにより意見を募集した。 |
| ②実施日・期間 | 令和5年9月15日(金曜日)から同年10月16日(月曜日)まで |
| ③期間を短縮する特段の理由 | — |
| ④主な意見の内容 | 意見なし |
| ⑤評価書への反映 | なし |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | 令和5年11月22日(水曜日)から令和5年12月20日(水曜日)まで |
| ②方法 | 東京都情報公開・個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会において点検を受けた。 |
| ③結果 | 以下の答申を受けた。 「本評価書案を点検したところ、児童福祉法による保育士資格の登録に関する事務については、特定個人情報ファイルの取扱いの開始時期も未定であり、現時点で未確定の事項があることは首肯できる。その上で、現時点で把握している情報を基に個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることができるよう準備が進められているものと認められる。」 |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和7年3月4日 | I 基本情報 5 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番8 | ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番8 | | |
| 令和7年3月4日 | I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番10 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表12の項 | | |
| 令和7年3月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日 | 令和6年12月1日 | 令和7年4月1日 | | |
| 令和7年3月4日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 | なし | 14 電子メールアドレス 15 情報提供や保育人材の確保のための検討に係る個人情報利用の同意の有無を追加 | | |
| 令和7年3月4日 | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内の重大事故(その内容・再発防止策の内容) | 令和2年度から令和4年度に発生した事故を記載 | 令和3年度から令和5年度に発生した事故を記載 | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 東京都知事は、児童福祉法による保育士資格の資格の登録(免許)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 東京都知事は、児童福祉法による保育士資格の資格の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、資格の登録、管理などの事務を行う。 国家資格等情報連携・活用システムにおいては、以下の事務を行う。 ■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱い) | 【国家資格等情報連携・活用システム(以下、「国家資格システム」という。)に係る部分(共通して記載)】 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、資格の登録、管理などの事務を行う。国家資格システムにおいては、以下の事務を行う。 ■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱い) i. 初期設定申請 国家資格システム導入時において、既に登録事務処理センター(東京都の事務委託先である社会福祉法人日本保育協会)が保有する保育士登録システム等(以下、「既存システム」という。)に登録済みの資格登録者が、マイナポータルから、国家資格システムへの紐付けを行うための初期設定申請を行う。 申請受理後に、申請者と資格登録者情報の突合を行い、初期設定を行う。 | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | i. 資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。 なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。 個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。 登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。 | ii. 新規登録申請 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。 オンライン登録の際にはマイナンバーカードの署名用電子証明書(またはスマートフォン用署名用電子証明書)を利用し、登録申請者本人であることを確認する。 個人番号については、登録申請者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。 紙での申請時には、申請書類に個人番号を記入してもらうことにより登録申請者から個人番号の提供を受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下、「番号法」という。)第16条の規定に基づく当該個人番号の提供に係る本人確認措置として、マイナンバーカードの両面コピー等の添付を求める。 新規登録申請に係る情報の確認(うち、資格証における旧姓併記の場合の旧姓の確認及び資格証における通称併記の場合の通称名の確認並びに申請時氏名と資格要件書類の氏名が違う場合の内容確認)については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を利用した情報連携を行い、都道府県保存本人確認情報または機構保存本人確認情報(以下、「本人確認情報」という。)の確認を行う。 | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | ii. 登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報の確認を行う。 この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii. 資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。 iv. 資格の削除 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。 | iii. 書換え交付申請・再交付申請 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基ネット及び国家資格システムから情報提供ネットワークシステムを経由しアクセスする戸籍情報連携システム(以下、「戸籍システム」という。)を利用した情報連携を行い、本人確認情報または戸籍関係情報等の確認を行う。 iv. 定期的な情報確認 住基ネットや戸籍システムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行い、更新がある場合には登録の更新、書換え交付申請の勧奨通知または登録の削除を行う。 v. 登録取消・名称の使用の停止 資格登録者について、登録取消・名称の使用の停止を決定した場合、既存システムの保育士登録情報を更新すると共に、国家資格システムの資格情報を更新する。 vi. 登録削除 資格喪失届の提出または定期的な情報確認により登録の削除を決定した場合、既存システムの保育士登録情報を更新すると共に、国家資格システムの資格情報を更新する。 | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | <p>■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.決済 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。</p> <p>ii.入出金管理 各種オンライン申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。</p> <p>iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。</p> <p>■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.デジタル資格証発行(オンライン) 資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。</p> <p>ii.資格証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。</p> <p>■既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有) 登録事務処理センター(東京都の事務委託先である社会福祉法人日本保育協会)が保有する保育士登録システム及び保育士登録者検索システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報データをC連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。</p> | <p>■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.決済 新規登録、書換え交付及び再交付のオンライン申請に係る手数料について、オンラインでの決済処理を行う。紙による申請の場合は、従来通り登録事務処理センターへのゆうちょ振替により手数料を収納する。</p> <p>ii.入出金管理 各種オンライン申請を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。</p> <p>iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。</p> <p>■資格証発行事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.デジタル資格証発行(オンライン) 資格登録者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格者証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。</p> <p>ii.保育士登録証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、保育士登録証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ保育士登録証の作成処理を行う。</p> <p>■既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱無) 既存システムを正本データとし、CSV連携等により国家資格システムに登録された資格情報データと登録情報の同期を行い、正確な資格情報の管理を行う。(前述のとおり、特定個人情報は既存システムに登録しない)</p> | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 | <p>■「管理機能(データベース管理機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格管理者等が既存システムの副本データとして、資格登録者名簿等をクラウド上において保存・管理等を可能とする。</p> <p>ii.資格管理者等がクラウド上の資格登録者名簿において新規データの登録や既存データの変更・抹消等を可能とする。</p> <p>iii.マイナンバーを含む資格情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切なアクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能とする。</p> <p>■「オンライン申請機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格登録申請者等がオンラインで資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする。</p> <p>ii.資格登録申請者等がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等にオンラインで申請・提出を行うことを可能とする。</p> <p>iii.資格管理者等はオンラインで申請等を行った資格登録申請者等の本人確認やオンライン申請の受付、申請データの受領等を可能とする。</p> | <p>【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>■「管理機能(データベース管理機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格管理者等が既存システムの副本データとして、保育士登録情報をクラウド上において保存・管理等を可能とする。</p> <p>ii.資格管理者等がクラウド上の保育士登録情報において新規データの登録や既存データの変更・抹消等を可能とする。</p> <p>iii.マイナンバーを含む資格情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切なアクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能とする。</p> <p>■「オンライン申請機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.登録申請者、資格登録者がオンラインで新規登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする。</p> <p>ii.登録申請者、資格登録者がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等にオンラインで申請・提出を行うことを可能とする。</p> <p>iii.資格管理者等はオンラインで申請等を行った登録申請者、資格登録者の本人確認やオンライン申請の受付、申請データの受領等を可能とする。</p> | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 | <p>■「オンライン決済関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.資格登録のオンライン手続の際に、手数料等の支払いのオンライン化等を可能とする。</p> <p>■「資格情報提供関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする。</p> <p>ii.資格管理者等において、資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする。</p> <p>iii.資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供を可能とする。</p> <p>iv.資格管理者等において、資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供を可能とする。</p> <p>■「外部連携関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格管理者等が保有する資格登録等に関するシステムと連携を可能とする。(特定個人情報を含む資格情報のデータ連携機能)</p> <p>ii.その他、資格管理者以外が保有する外部システムとの連携を可能とする。</p> <p>■「住基ネット連携機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格管理者等が住民基本台帳ネットワークシステムに個人番号を利用して照会することで、氏名、住所、性別、生年月日の本人確認情報の取得を可能とする。又本人確認情報を基にマイナンバーの取得を可能とする。</p> <p>ii.資格登録申請者等はオンラインの手続の際に住民票の写しの添付省略が可能となる。</p> | <p>■「オンライン決済関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.新規登録等のオンライン手続の際に、手数料等の支払いのオンライン化等を可能とする。</p> <p>■「資格情報提供関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.資格登録者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする。</p> <p>ii.資格管理者等において、資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格登録者等へ提供を可能とする。</p> <p>iii.資格登録者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供を可能とする。</p> <p>iv.資格管理者等において、資格登録者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供を可能とする。</p> <p>■「外部連携関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.既存システムと連携を可能とする。(特定個人情報を含まない資格情報のデータ連携機能)</p> <p>ii.その他、資格管理者以外が保有する外部システムとの連携を可能とする。</p> <p>■「住基ネット連携機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格管理者等が住基ネットに個人番号を利用して照会することで、氏名、住所、性別、生年月日の本人確認情報の取得を可能とする。</p> <p>ii.資格登録申請者等はオンラインの手続の際に住民票の写しの添付省略が可能となる。</p> | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 | <p>■「中間サーバー機能(戸籍連携機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」を保管・管理する。</p> <p>ii. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報の受領を行う。</p> <p>iii. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム及び住民基本台帳システム等との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>iv. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を管理する。</p> <p>v. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターネットシステム)との間で情報照会、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>vi. セキュリティ管理機能</p> <p>vii. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>viii. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p> <p>■「オンライン通知機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i. 資格登録申請者等は申請結果等の通知をオンラインで受取りを可能とする</p> <p>ii. 資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする</p> | <p>■「中間サーバー機能(戸籍連携機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」を保管・管理する。</p> <p>ii. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報の受領を行う。</p> <p>iii. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム及び住基ネットとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>iv. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を管理する。</p> <p>v. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターネットシステム)との間で情報照会、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>vi. セキュリティ管理機能</p> <p>vii. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>viii. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p> <p>■「オンライン通知機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i. 資格登録申請者等は申請結果等の通知をオンラインで受取りを可能とする</p> <p>ii. 資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする</p> | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続 | その他(「e-gov」、「保育士登録システム、保育士登録者検索システム」) | その他(「マイナポータル」、「既存システム」) | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム | 住基ネット | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 | <p>1. 地方公共団体情報機構への情報照会 住基ネット全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>2. 本人確認情報検索 本人確認端末(専用端末)において入力されたマイナンバーもしくは4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> | <p>【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>1. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 住基ネットに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>2. 本人確認情報検索 本人確認端末(専用端末)において入力されたマイナンバーもしくは4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続 | その他(国家資格等情報連携・活用システム) | その他(国家資格システム) | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能 | (1) 申請受付機能(特定個人情報ファイルの取扱有) ・申請者が資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする ・申請者がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等に申請・提出を行うことを可能とする ・資格管理者等は申請者の本人確認や申請の受付、申請データの受領等を可能とする (2) 資格情報提供関連機能(特定個人情報ファイルの取扱無) ・資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする ・資格管理者等において、資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする ・資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供を可能とする ・資格管理者等において、資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供を可能とする (3) オンライン通知機能(特定個人情報ファイルの取扱無) ・申請者は申請結果等の通知をオンラインで受取りを可能とする ・資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする | 【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】 (1) 申請受付機能(特定個人情報ファイルの取扱有) ・申請者が資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする ・申請者がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等に申請・提出を行うことを可能とする ・資格管理者等は申請者の本人確認や申請の受付、申請データの受領等を可能とする (2) 資格情報提供関連機能(特定個人情報ファイルの取扱無) ・資格登録者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする ・資格管理者等において、資格登録者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする ・資格登録者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供を可能とする ・資格管理者等において、資格登録者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供を可能とする (3) オンライン通知機能(特定個人情報ファイルの取扱無) ・申請者は申請結果等の通知をオンラインで受取りを可能とする ・資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続 | その他(国家資格等情報連携・活用システム) | その他(国家資格システム) | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称 | 保育士登録システム、保育士登録者検索システム | 既存システム | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続 | その他(国家資格等情報連携・活用システム) | その他(国家資格システム) | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット | 資格保有者にとって資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略することが可能となる他、資格管理者にとっては登録原簿の正確性を保つことが可能となる。 | 資格保有者にとって資格取得・更新等の手続時の添付書類を省略することが可能となる他、資格管理者にとっては登録原簿の正確性を保つことが可能となる。 | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番8 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第3 項番7の2 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番8の2 | ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番8 | | |
| 令和7年8月5日 | I 基本情報 (別添1)事務の内容 | | 別添の通り | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性 | 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 簿資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため、また、必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うため。 | 【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】 既存システムの副本として個人番号を含む資格情報を登録することにより、保育士登録簿の正確な管理を行うため、また、必要な者には当該登録によりデジタル資格者証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うため。 | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性 | 本人を正確に特定し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を取得するため、本人確認情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報を保有することができる。 | 本人を正確に特定し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を取得するため、本人確認情報、戸籍関係情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報を保有することができる。 | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日 | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日 | 令和7年4月1日(保育士登録申請関連様式の改訂予定日) | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 | 地方公共団体・地方独立行政法人(地方公共団体情報システム機構、法務省) | 削除 | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 | 情報提供ネットワークシステム | 削除 | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 | ・資格取得、資格更新、登録情報の訂正時に都度、特定個人情報を入手する。 ・定期の住基ネット、情報提供ネットワークシステムへの情報照会実施の都度、特定個人情報を入手する。 | ・新規登録申請、書換え交付申請及び再交付申請時に取得する。 紙の場合は申請書に個人番号を記入してもらい、番号法に基づく本人確認を行う。 オンライン申請時は、マイナポータル経由で個人番号を取得する。 | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手に係る妥当性 | 本人を正確に特定し、個人番号を利用して住基ネット及び戸籍システムから情報を取得するため。本人確認情報、戸籍関係情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報を管理することができる。 | ・資格登録者の管理を適正に行うために、最新の情報を入手する必要がある。 ・死亡等の事由により、資格情報の抹消処理を行う必要がある。 | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 | ・個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するために使用する。 ・申請情報の内容確認のために、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う。 | ・マイナポータル経由のオンライン申請時の本人確認手段として利用する。 ・申請情報の内容確認のために、住基ネット及び戸籍システムから情報を取得する。 | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合 | 本人からの申請内容(登録、変更、抹消)について、システムにおける登録情報と突合する。 | 本人からの申請内容(登録、変更、抹消)について、システムにおける登録情報と住基ネット及び戸籍システムの情報を突合する。 | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容 | 国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務 | 国家資格システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務 | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | ・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ・その他(システム直接操作) | ・削除 ・その他(委託先は紙申請時に記入された個人番号を国家資格システムに登録する。資格管理者から委託先へ特定個人情報ファイルの提供は行わない。) | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名 | * 調達結果が判明次第お示しする。 | 登録事務処理センター(社会福祉法人日本保育協会) | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その他妥当性 | 資格名簿に登録がある限り原則として保有し続ける | 国家資格システム名簿データ内において保有される | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ・資格情報等は、資格情報等の抹消申請、登録者の死亡を契機とし、システムから削除される。 ・システムから消去を行う際には、適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 「オンプレミス環境の場合」 ・特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 「クラウド環境の場合」 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 【既存システムに係る部分】 ・特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 | 【国家資格システムに係る部分(共通して記載)】 ・資格情報等は、資格情報等の抹消申請、登録者の死亡を契機とし、システムの名簿情報から抹消される。なお、データの物理削除は行わず当該抹消情報を記録した上で管理する。 ・システムから消去を行う際には、適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 「オンプレミス環境の場合」 ・特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 「クラウド環境の場合」 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 | | |
| 令和7年8月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイル記録項目 | | 別紙の通り | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|---|---|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> | <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <p>【オンライン申請からの入手】</p> <p>申請機能による入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に実施するため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】</p> <p>・入手時に本人確認措置を実施するため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <p>①国家資格等情報連携・活用システムから入手する場合 ・オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・処理については定期に照会処理の記録を確認し、申請情報について対象者以外の情報が取り扱われていないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>②本人確認端末(専用端末)から入手する場合。 ・オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>本人確認端末(専用端末)は、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、当該処理については定期に照会処理の記録を確認し、提出された申請情報について対象者以外の情報が取り扱われていないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>【既存システムに係る部分】</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】</p> <p>・入手時に本人確認措置を実施するため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> | <p>保育士登録に係る申請時(紙・オンライン)にのみ個人番号の提供が行われるため、目的外の入手が行われるリスクはない。</p> | | |
| 令和7年8月5日 | <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> | <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <p>【オンライン申請からの入手】</p> <p>申請機能による入手は、必要最小限の情報だけを入手できるように決められたインターフェースを用意し入手することにより、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】</p> <p>申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <p>①国家資格等情報連携・活用システムから入手する場合 システムにおいて、決められた形式による照会対象ファイルを作成し処理を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>②本人確認端末(専用端末)から入手する場合。 専用端末において、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、必要な情報のみ取得できるようにシステムにて制御を行う。</p> <p>【既存システムに係る部分】</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】</p> <p>申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。</p> | <p>保育士登録に係る申請時(紙・オンライン)にのみ個人番号の提供が行われるため、目的外の入手が行われるリスクはない。</p> | | |
| 令和7年8月5日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>【オンライン申請からの入手】</p> <p>マイナポータルの申請情報登録画面を通じてシステムへ登録されるため、自らの操作により特定個人情報を入力することはなく、不適切な方法では情報を入力できない。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】</p> <p>・窓口等において申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、本人の申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行っており、不適切な方法では情報を入力できない。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <p>①国家資格等情報連携・活用システムから入手する場合 入手した情報はシステムにおいて処理されるため、自らの操作により特定個人情報を入力することはなく、不適切な方法では情報を入力できない。</p> <p>②本人確認端末(専用端末)から入手する場合。 オンライン(マイナポータル)もしくは窓口において本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行う。専用端末において、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、当該処理については定期に照会処理の記録を確認し、不適切な方法で情報が入手されていないことの確認を行う。</p> <p>【既存システムに係る部分】</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】</p> <p>・申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、本人の申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行っており、不適切な方法では情報を入力できない。</p> | <p>保育士登録に係る申請時(紙・オンライン)にのみ個人番号の提供が行われるため、目的外の入手が行われるリスクはない。</p> | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報の本人確認の措置の内容 | マイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力により本人確認を行う。 【窓口等における紙での申請からの入手】 窓口等において申請を受け付ける場合は、原則、本人の個人番号カード(番号確認と身元確認)、個人番号の記載された住民票の写しなど(番号確認)と運転免許証など(身元確認)のいずれかの方法で確認する。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 地方公共団体情報システム機構からの入手にあつては、番号法の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しており、個人番号が本人の情報であることは担保されている。 【既存システムに係る部分】 戸籍抄本、住民票の写し(外国籍に限る)など(身元確認)の方法で確認する。 | 【オンライン申請からの入手】 マイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力により本人確認を行う。 【紙での申請からの入手】 番号法第16条の規定に基づく当該個人番号の提供に係る本人確認措置として、マイナンバーカードの両面コピー等の添付を求める。 | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報の申請性確認の措置の内容 | 【オンライン申請からの入手】 マイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認及び真正性確認を行う。 登録を受けようとする申請者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用することで、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。 登録後においても、システムから住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を定期に実施する。 【窓口等における紙での申請からの入手】 窓口等において申請を受け付ける場合はマイナンバーカードと身分証明書の提示等で、本人確認を実施し、個人番号の真正性確認を行う。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 地方公共団体情報システム機構からの入手にあつては、番号法の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しており、個人番号が本人の情報であることは担保されている。 【既存システムに係る部分】 戸籍抄本、住民票の写し(外国籍に限る)など(身元確認)の方法で確認する。 | 【オンライン申請からの入手】 マイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認及び真正性確認を行う。 登録を受けようとする申請者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用することで、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。 登録後においても、システムから住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を定期に実施する。 【紙での申請からの入手】 番号法第16条の規定に基づく当該個人番号の提供に係る本人確認措置として、マイナンバーカードの両面コピー等の添付を求めることにより本人確認を実施し、個人番号の真正性確認を行う。 | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 【オンライン申請からの入手】 申請者が登録画面により入力した情報から特定個人情報ファイルを作成し、管理する。情報管理に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を行い、正確性を担保する。 【窓口等における紙での申請からの入手】 情報管理に当たっては、申請された情報から特定個人情報ファイルを作成し、管理する。また、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を行い、正確性を担保する。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 地方公共団体情報システム機構からの入手にあつては、番号法の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しており、当該個人番号の正確性については地方公共団体情報システム機構において担保されている。 【既存システムに係る部分】 戸籍抄本、住民票の写し(外国籍に限る)など(身元確認)の方法で確認する。 | 【オンライン申請からの入手】 申請者が登録画面により入力した情報から特定個人情報ファイルを作成し、管理する。情報管理に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を行い、正確性を担保する。 【紙での申請からの入手】 紙申請時に記入された個人番号を国家資格システムに登録することで、国家資格システム上に特定個人情報ファイルを作成し、管理する。情報管理に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会による本人確認を行い、正確性を担保する。 | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|---|--|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 | <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <p>【オンライン申請からの入手】 本人からマイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TSL/SSLによる暗号化された通信経路を使用することで漏えい・紛失を防止する。 ※マイナポータル内に情報等は保管されない登録画面により入手する情報等は、専用線によりシステムへ登録されることで、漏えい・紛失することを防止している。</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】 窓口等において申請を受け付ける場合、本人から直接画面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所へ送付管理等を行う。鍵は内部職員のみが知る場所にて保管することにより、漏えい・紛失を防止する。また、郵送で受け取る場合、厳密封筒で、簡易書留等の追跡可能な郵送手段を推奨することにより、漏えい等を防止する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <p>①国家資格等情報連携・活用システムから入手する場合 地方公共団体情報システム機構との接続においては通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用することで機密性を確保している。</p> <p>②本人確認端末(専用端末)から入手する場合 本人確認情報については、専用端末において権限のある者のみ処理を行うことができる。また通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用することで機密性を確保している。</p> <p>【既存システムに係る部分】</p> <p>【窓口等における紙での申請からの入手】 紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所へ送付管理等を行う。鍵は内部職員のみが知る場所にて保管することにより、漏えい・紛失を防止する。また、郵送で受け取る場合、厳密封筒で、簡易書留等の追跡可能な郵送手段を推奨することにより、漏えい等を防止する。</p> | <p>【国家資格システムに係る部分】</p> <p>【オンライン申請からの入手】 本人からマイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TSL/SSLによる暗号化された通信経路を使用することで漏えい・紛失を防止する。 ※マイナポータル内に情報等は保管されない登録画面により入手する情報等は、専用線によりシステムへ登録されることで、漏えい・紛失することを防止している。</p> <p>【紙での申請からの入手】 郵送で受け取る場合、厳密封筒で、簡易書留等の追跡可能な郵送手段を推奨することにより、漏えい等を防止する。 紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所へ送付管理等を行う。鍵は内部職員のみが知る場所にて保管することにより、漏えい・紛失を防止する。</p> | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容 | <p>個人番号と直接紐づく情報は必要最低限の情報のみとし他の領域とは別で管理する。またシステム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機別符号と個人情報情報が紐付かない仕組みとしている。</p> | <p>個人番号は国家資格システムにのみ登録され、既存システムには登録されない。また、国家資格システムにおける個人番号は住基ネット照会及び戸籍関係情報照会にのみ使用されることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクはない。</p> | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】</p> <p>システム的に以下のアクセス制御等の措置を講ずることにより、個人番号が他の事務システム等と紐付かない仕組みとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請による入手に当たり、マイナポータルの登録画面から連携され、システムへ登録される。申請情報等は、マイナポータルに保管されない。 ・申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子である仮名を用いて、情報を紐付けて確認する。なお、マイナポータルにおいては、個人番号と仮名を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしている。 ・住民基本台帳ネットワークと連携を行う住基連携サーバについては、国家資格等情報連携・活用システムとのみ接続し、その他のシステムとは接続しない。また、権限を有する者のみアクセスができるようユーザ管理を行う。 <p>【既存システムに係る部分】</p> <p>他システム及びインターネットから分離独立しており、目的を超えて、また業務に必要な情報との紐付けが行われることはない。</p> | <p>その他のシステムにおいて特定個人情報を取り扱わない。</p> | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|-------------------------|-----------------|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報管理体制の確認 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール順守の確認方法 | 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 | 【国家資格システムに係る部分】 | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 | <p>・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> | <p>・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を資格管理団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を資格管理団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 | 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 (1)パブリッククラウド環境における物理的対策 ・委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスが、ISO/IEC27017:2015またはGSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できることを定めている。 ・具体的な対策の内容としては、例えば、パブリッククラウド事業者は保有・管理するパブリッククラウド環境を日本国内に設置し、委託先事業者が電子錠による入室制限等の物理的なアクセス制御手段により、パブリッククラウドの運用環境には許可された利用者のみが入室できるようにし、監視カメラ等による入室及び室内映像を収集し、入室の記録を取得することとしている。また、事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・設置場所はデータセンター内のパブリッククラウド専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2)オンプレミス環境における物理的対策 ・委託先事業者がオンプレミス環境を構築する際の調達要件として、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証と同等以上の認証を取得しており、物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できることを定めている。 ・また、具体的な対策の内容としては、例えば、委託先事業者は日本国内にオンプレミス環境を設置し、委託先事業者が電子錠による入室制限等の物理的なアクセス制御手段により、オンプレミスシステムの運用環境(データセンター等)には許可された利用者のみが入室できるようにし、監視カメラ等による入室及び室内映像を収集し、入室の記録を取得することとしている。 ・電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外から管理区域内への移動の際は、施設可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。 【既存システムに係る部分】 紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所へ送付管理を行う。綴りは内部職員のみが知る場所で保管することにより、漏えいや紛失を防止する。 また、紙媒体の資料は最終的に都道府県に送付され、委託先では保管されない。 【申請書及び保育士登録簿】 ・入手した申請書及び保育士登録簿は専用の棚で施設保管を行っている。 ・一定期間を経過した申請書は東京都文書管理規則に則り、適宜、保管運搬業者へ引き渡し保管する。 ・委託先においては仕様書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等の関係法令による取扱いを義務付ける。 | 【国家資格システムに係る部分】 (1)パブリッククラウド環境における物理的対策 ・委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスが、ISO/IEC27017:2015またはGSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が、物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できることを定めている。 ・具体的な対策の内容としては、例えば、パブリッククラウド事業者は保有・管理するパブリッククラウド環境を日本国内に設置し、委託先事業者が電子錠による入室制限等の物理的なアクセス制御手段により、パブリッククラウドの運用環境には許可された利用者のみが入室できるようにし、監視カメラ等による入室及び室内映像を収集し、入室の記録を取得することとしている。また、事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・設置場所はデータセンター内のパブリッククラウド専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2)オンプレミス環境における物理的対策 ・委託先事業者がオンプレミス環境を構築する際の調達要件として、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証と同等以上の認証を取得しており、物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できることを定めている。 ・また、具体的な対策の内容としては、例えば、委託先事業者は日本国内にオンプレミス環境を設置し、委託先事業者が電子錠による入室制限等の物理的なアクセス制御手段により、オンプレミスシステムの運用環境(データセンター等)には許可された利用者のみが入室できるようにし、監視カメラ等による入室及び室内映像を収集し、入室の記録を取得することとしている。 ・電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外から管理区域内への移動の際は、施設可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。 【委託先における対策】 紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所へ送付管理を行う。綴りは内部職員のみが知る場所で保管することにより、漏えいや紛失を防止する。 また、紙媒体の資料は最終的に都道府県に送付され、委託先では保管されない。 【都における対策】 ・入手した申請書及び保育士登録簿は専用の棚で施設保管を行う。 ・一定期間を経過した申請書は東京都文書管理規則に則り、適宜、保管運搬業者へ引き渡し保管する。 ・委託先においては仕様書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等の関係法令による取扱いを義務付ける。 | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内の重大事故(その内容・再発防止策の内容) | 令和3年度から令和5年度に発生した事故を記載 | 令和4年度から令和6年度に発生した事故を記載 | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ⑩死者の個人番号 リスクに対する措置の内容 | ・国家資格等情報連携・活用システム ・住民基本台帳ネットワークシステム | ・国家資格システム ・住基ネット | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容 | ・マイナンバー内に情報等は保管されない。 ・資格情報等は、資格情報等の抹消申請、行政処分又は登録者の死亡を契機とし、国家資格等情報連携・活用システムから削除される。 ・定められた運用手順に従い、特定個人情報は、国家資格等情報連携・活用システムによる自動的な消去あるいは定期的な運用による消去を行う。 ・特定個人情報を電子記録媒体により入手した場合は、電子記録媒体を施設可能な保管庫への保管の上、媒体管理簿で管理し、国家資格等情報連携・活用システムへの登録が完了次第廃棄する。 ・オンプレミス環境の電子記録媒体は、専用ソフトによる完全消去又は物理的破壊により、復元不可能な手段で消去・廃棄し、管理簿等に消去・廃棄の記録を残す。 ・オンプレミス環境では、特定個人情報等が記録された機器や電子記録媒体等廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・パブリッククラウド環境では、データの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保する。 ・パブリッククラウド環境及びオンプレミス環境とも、特定個人情報の消去ルールに従い、システムから特定個人情報等の消去を行う。なお、クラウド環境ではアカウント誤削除対策としてアカウント削除後も一定期間情報が保持される可能性があるため、アカウント削除前に論理的なデータ消去を行う。 ・特定個人情報が記載された紙媒体の資料を廃棄する場合は、シュレッダーもしくは外部業者による溶解処理等の復元不可能な手段で廃棄を行う。 | 【国家資格等システムに係る部分】 ・資格情報等は、資格情報等の抹消申請、行政処分又は登録者の死亡を契機とし、国家資格システムから抹消される。なお、データの物理削除は行わず当該抹消情報を記録した上で管理する。 ・定められた運用手順に従い、特定個人情報は、国家資格システムによる自動的な消去あるいは定期的な運用による消去を行う。 ・特定個人情報を電子記録媒体により入手した場合は、電子記録媒体を施設可能な保管庫への保管の上、媒体管理簿で管理し、国家資格等情報連携・活用システムへの登録が完了次第廃棄する。 ・オンプレミス環境の電子記録媒体は、専用ソフトによる完全消去又は物理的破壊により、復元不可能な手段で消去・廃棄し、管理簿等に消去・廃棄の記録を残す。 ・オンプレミス環境では、特定個人情報等が記録された機器や電子記録媒体等廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去するとともに、消去証明書を提出させる。 ・パブリッククラウド環境では、データの復元がなされないよう、パブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保する。 ・パブリッククラウド環境及びオンプレミス環境とも、特定個人情報の消去ルールに従い、システムから特定個人情報等の消去を行う。なお、クラウド環境ではアカウント誤削除対策としてアカウント削除後も一定期間情報が保持される可能性があるため、アカウント削除前に論理的なデータ消去を行う。 【申請書及び保育士登録簿】 ・特定個人情報が記載された紙媒体の資料を廃棄する場合は、シュレッダーもしくは外部業者による溶解処理等の復元不可能な手段で廃棄を行う。 | | |
| 令和7年8月5日 | Ⅳ その他のリスク対策 | 国家資格等情報連携・活用システム | 国家資格システム | | |